

注：本協定書は案であり、施設の状況や自動販売機の機能等によって一部変わる場合があります。

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書(案)

福岡市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲乙間において行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可」という。）に基づき、乙が「■◆（場所）」（以下「本件施設」という。）に新たに設置する自動販売機（別紙 1）商品（以下「商品」という。）の災害時における無償提供に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、福岡市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、本件施設の利用者、職員その他の関係者に対し、商品の無償提供が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（商品の無償提供）

第 2 条 甲は、災害時において、上水道が使用できなくなるなど、商品の無償提供が必要と判断した場合は、書面により連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要があると認める場合は、口頭等により連絡し、後日速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けた時をもって、商品の無償提供を承認したものとし、前項ただし書の規定による場合も同様とする。

3 乙が無償提供する商品は、当該自動販売機内の在庫本数の終了までとする。

（自動販売機の操作等）

第 3 条 乙は、円滑な商品の無償提供にあたり、本件施設内の自動販売機の取扱について甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する助言等の履行が不可能になった場合に備えて、必要な物品、操作方法を明記した書面等（以下「提出物品等」という。）をあらかじめ甲に提出するとともに、災害時の操作方法等について甲に教示するものとする。なお、甲は、提出物品等を適切に管理しなければならない。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、使用許可の開始日から満了となる日までとする。ただし、使用許可の期間を更新する場合は、本協定も同一内容をもって更新するものとする。

（費用負担）

第 5 条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（指定管理者等に対する措置）

第 6 条 《指定管理者（または地元商店街、自治会、民間事業者）施設の場合》乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（または地元商店街、自治会、民間事業者）である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の取扱とする。

(秘密保持)

第7条 甲、乙は、本協定の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本協定の有効期間後も継続する。

(協議)

第8条 本協定に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙

複数の自動販売機を設置している場合などは、どの自動販売機が災害対応なのかを明確にしておくために、設置場所の図面を添付